

昨 年末の予算編成の最大の焦点は、次元の異なる少子化対策の財源をどう賄うかということであった。2028年度までに歳出改革で1.1兆円、支援金の創設で1兆円、規定予算の活用で1.5兆円、計3.6兆円の財源の確保が必要とされているが、初年度の2024年度予算では、歳出改革での保険料負担の軽減は3,300億円と物足りない結果となった。

診療報酬の本体部分（医師や看護婦の person 費）は、財務省がマイナス改定を主張したが、日本医師会や政治家が猛烈に反対し、0.88%のプラス改定になった。介護保険の利用者負担（2割負担）の拡大も先送りされた。一方で、医療や介護の現場で働く人の賃上げなどに必要な3,400億円については、実質的な国民負担には含めないこととされた。これは、「少子化対策財源は実質的な追加負担を求めない形でねん出する」という岸田総理の発言との辻褄合わせである。

では、来年度以降歳出改革はどのようなのか。昨年暮れに決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」では、2028年度までに実施について検討する取組みを列挙しているが、筆者が注目するのは、医療・介護制度について能力に応じた全世代の支え合いを求めるとして掲げられた、「金融所得の勘案」と「金融資産等の保有状況の反映」で、2028年度までに実施について検討するとしている。

社会保障の負担基準について、所得だけでなく資産を含めることの必要性については、これまで骨太の方針などで触れられてきたが、全く進まなかった。その理由は、資産の把握のためには、預金付口座付番（以下、「口座付番」という）が必要となるからである。

筆者は、令和2年（2020年）6月、安倍政権の下で官邸に設置され、菅政権に引き継がれた

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」（以下、「WG」という）のメンバーとして口座付番の検討に加わったので、この問題に触れてみたい。

WGでは、まずコロナ特別定額給付金の受取口座との連携に時間がかかった反省を踏まえて、公金受取口座のマイナポータルを活用した登録・利用の仕組みが創設された。次に、相続や災害時の口座情報の提供や行政分野における公正な給付と負担の確保に資するという趣旨から、より広範な預貯金付番の必要性について議論が進められた。その結果、公金受取口座に加え、預金者の同意を前提に、預金保険機構を活用して既存口座にも付番することをあわせ、進めていくことになった。つまり、公金受取口座の登録と預貯金口座全般への付番を一体的に進めていこうということである。結果的に成立したのが、本年中に施行される予定の「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管

理等に関する法律」で、マイナンバーと預金保険機構を活用して、1つの金融機関を窓口にして、本人の同意があれば他の金融機関にある自分の口座にも預金保険機構を介してマイナンバーを紐付けることができるようになる。相続時や災害時での手間や負担軽減が可能となる。

一方で、国民に番号の告知義務を課すのは時期尚早ということで、今後の課題とされた。国民には、口座付番により国家が国民の口座を管理し、資産がガラス張りになるという懸念や誤解がある。しかし、口座に付番しても、国が国民の口座を勝手に見られるわけではない。法律に基づき必要な範囲で預金の照会を行うことができるという現状が変わるわけではない。国はきちんと説明を尽くして口座付番を進め、歳出改革につなげていくことが肝要だ。

連載

第
203
回

社会
保障
改革
に
資
産
条
件
の
検
討
が
始
ま
る

税制之理

東京財団政策研究所研究主幹
森信茂樹